

# 4月1日から保険証が新しくなります

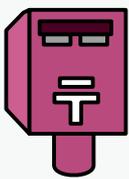
国民健康保険課(0826-1111 内線2296)

新しい国民健康保険者証(保険証)を3月末日までに送付します。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

また、4月1日からは新しい保険証を医療機関の窓口に提示してください。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は、3月31日です。有効期限が満了した保険証は、自分で処分するか、国民健康課、各支所・出張所にお返しください。

## 簡易書留で送付します

保険証は、3月中旬から順次簡易書留で配達します。不在の場合、「不在連絡票」を投函のうえ4月2日(日)まで土浦郵便局(城北町)に留め置かれます。「不在連絡票」を受け取った方は、速やかに土浦郵便局に連絡し受領してください。4月4日(火)以降は、国民健康課窓口での交付となります。運転免許証などの本人確認書類とはんこを持参してください。詳しくはお問い合わせください。



## ご存知ですか？

国保の加入・脱退は自動的にには行われません。「加入」の手続きを忘れると、保険診療を受診できないおそれがあり、「脱退」の手続きを忘れると、国税の課税が継続されるなどの不利益が発生する場合があります。必ず手続きをしてください！

※手続きには、マイナンバーが必要です。



この部分の色は、「一般」が「赤色」、退職者は「緑色」です。

国民健康保険被保険者証	有効期限 平成30年3月31日	記号 土浦 番号 123456
氏名 土浦 太郎	生年月日 昭和23年11月3日	性別 男
資格取得年月日 平成22年11月4日	住所 茨城県土浦市大和町9番1号	
世帯主氏名 土浦 太郎	交付年月日 平成29年4月1日	
住居 茨城県土浦市大和町9番1号	保険者の名称及び印 茨城県 土浦市	
交付年月日 平成29年4月1日	保険者の番号 080036	

対象者	持ち物	窓口
すでに職場の健康保険に加入していて、国保脱退の手続きが済んでいない方	職場の保険証、 国保の保険証	国民健康課、 支所・出張所
退職などで、職場の保険証の資格を喪失している方	退職証明書・離職票・資格喪失証明書のいずれか1点、 身分証、はんこ	国民健康課(即日)、 支所・出張所(後日 送付)
市外に居住する学生で、引き続き土浦市の保険証の交付を受けたい方	在学証明書	国民健康課 (毎年申請が必要)

## ◎平成29年度中に75歳を迎える方

75歳になると、国民健康保険から「後期高齢者医療保険」に移行します。

平成29年度内に75歳を迎える方には、誕生日の前日までが有効期限の「国民健康保険証」を今回送付し、「後期高齢者医療保険」の保険証は誕生日の前月に送付します。

また、すでに「後期高齢者医療保険」に加入している方は、保険証の有効期限が7月末までとなっています。新しい保険証は、7月20日ごろに送付します。

## ◎退職者被保険証をお持ちの方

平成30年3月31日までに65歳になる方の「退職者被保険者証(緑色)」の有効期限は、65歳になる誕生月の末日までです。

該当する方には、誕生月に改めて有効期限が平成30年3月31日までの「一般」の保険証を送付します。

## ◎外国籍の方

在留期間の満了日が平成30年3月31日以前の場合、在留期間の満了日が保険証の有効期限です。世帯に在留期間の満了日が異なる方がいる場合、保険証の有効期限もそれぞれ在留期間満了日までとなります。在留期間更新(延長)の手続きをしたときは、国民健康課で保険証の更新手続きをしてください。

在留期間更新の手続きを行わないと、国民健康保険の資格を失いますので、ご注意ください。

## ◆所得の申告が必要です

平成28年中の所得が、平成29年度の国民健康保険税や介護保険の保険料を算定する際の基礎となります。平成28年中、所得がなかった方も、申告をしないと高い税額となる可能性があります。

国民健康保険税の軽減対象となる場合でも軽減の適用を受けられませんので、必ず申告してください(すでに確定申告・市県民税申告をした方は必要ありません)。

※申告については、詳しくは課税課市民税係(☎内線2237)へお問い合わせください。